

賛助会員の選考および当学会活動への参加に関する基準

2011年9月1日改正 日本原価計算研究学会理事会

1. 賛助会員は、本学会の目的に賛同し、その事業を積極的に後援し、会費1口（1口5万円）以上を納める法人および団体とする。
2. 賛助会員は、本学会が開催する大会、部会等に、1口につき3名まで出席させることができる。特別の事情がない限り、賛助会員は、1口につき3名まで、参加費および懇親会費を免除される。
3. 賛助会員は、会員総会に出席することができる。ただし、決議事項についての議決権は持たない。
4. 賛助会員は、本学会が開催する大会、部会等における研究発表ならびに討議に参加することができる。
5. 賛助会員は、役員・学会賞審査委員等の選挙に関して、選挙権および被選挙権を持たない。

(参考) 本学会会則第4条2

「本学会は、第2条の目的に賛同する法人および団体を、別に定める基準に従って選考のうえ、賛助会員とすることができる。」

(参考2) 会員の入会および退会に関する基準 1.1 (6)

「賛助会員については、別途定める。」